

改正

平成22年3月19日条例第8号

那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定を受けようとする団体の公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、公の施設の管理の業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類を添えて、当該指定について市長等に申請しなければならない。

(指定管理者の候補者の選定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を満たす団体のうち、最も適当と認めるものを指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が市民の公の施設の平等な利用について確保されるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に基づく公の施設の管理を適正かつ確実にを行うに足りる人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確実に確保できる見込みがあるものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(再度の選定)

第5条 市長等は、前条の規定により候補者を選定した後、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経るまでの間に、辞退その他の理由により当該候補者を指定管理者として指定することが不可能となったとき、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、当該候補者の選定を取り消し、当該候補者以外の第3条の規定による申請をした団体のうちから、再度前条の規定により候補者を選定することができる。

(候補者の選定の特例)

第6条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定にかかわらず、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できると認められる団体を候補者として選定することができる。

- (1) 公の施設の設置の目的、性格、規模等により公募することが適さないと認めるとき。
- (2) 公募に対し申請をする団体がないとき。
- (3) 第3条の規定による申請をした団体の中に指定管理者として適当な団体がないと認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公募を行わないことについて合理的な理由があるとき。

2 市長等は、前項の規定により選定するときは、当該団体と協議し、第3条各号の書類の提出を求

め、第4条各号の規定に照らし総合的に判断を行うものとする。

- 3 市長等は、指定管理者による公の施設の管理が適切に行われ、指定期間の満了後引き続き当該公の施設の管理を当該指定管理者に行わせることが適当と認めるときは、第2条の規定にかかわらず、当該指定管理者として管理を行っている団体を候補者として選定することができる。

(指定管理者の指定等)

第7条 市長等は、前3条の規定により候補者の選定をしたときは、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

- 2 市長等は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第8条 指定管理者は、公の施設の管理を開始するまでに市長等と当該公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(管理の基準)

第9条 指定管理者は、その管理する公の施設に関する条例その他の基準により、公の施設を管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、那須烏山市個人情報保護条例（平成17年那須烏山市条例第13号）及び那須烏山市情報公開条例（平成17年那須烏山市条例第12号）の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理の業務に係る個人情報及び情報を適正に管理しなければならない。

(業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う管理の業務は、次に掲げる業務のうち、公の施設の設置の目的、形態等に応じて市長等が定める範囲とする。

- (1) 公の施設で行う事業の運営に関する業務
- (2) 公の施設の使用の許可に関する業務
- (3) 公の施設の施設及び附帯設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(変更事項の届出及び業務の休廃止)

第11条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったときは、その事実を証する書類を添付して、遅滞なく、市長等に届け出なければならない。

- 2 指定管理者は、公の施設の管理の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受けなければならない。

- 3 第7条第2項の規定は、第1項の規定による届出があったとき、又は前項の規定により業務の休止若しくは廃止を承認したときについて準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後2箇月以内に、その管理する公の施設に関する事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条第2項の規定により廃止の承認を受けたとき、又は年度の途中において第14条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その承認を受けた日又はその取り消された日から起算して2箇月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(事業報告の聴取等)

第13条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をする

ことができる。

(指定の取消し等)

第14条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(1) 指定管理者が法令、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は第8条に規定する協定に違反したとき。

(2) 指定管理者が前条の指示に従わないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときについて準用する。

一部改正〔平成22年条例8号〕

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき（当該指定期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）、第11条第2項の規定により廃止の承認を受けたとき、又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第16条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。